

令和5年度埼玉建設工事関係者連絡会議

埼玉第14次労働災害防止計画等について

令和5年6月27日（火）
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 繁野 北斗

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 埼玉第14次労働災害防止計画
(別紙1・2)
- 2 健康保持増進対策 (別紙3・4)
- 3 石綿障害予防規則の改正 (別紙5)
- 4 新たな化学物質規制 (別紙6)
- 5 熱中症対策 (別紙7)
- 6 騒音障害防止 (別紙8)
- 7 一人親方等の保護 (別紙9)

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

1947年：労働基準法の制定
● 戦後の経済復興にあわせ
業界をあげた安全運動が
活発に

1972年：労働安全衛生法の制定
● 産業社会の進展に即応できる労働災
害、職業病防止への対応が課題

1次 2次 3次 4次 5次 6次 7次 8次 9次 10次 11次 12次 13次 14次
労働災害防止計画の変遷

1958年：第1次労働災害防止計画策定



1950年：第1回の労働衛生週間ポスター

1961年：

- 死亡者6,712人、死傷者81万人
- 技術革新により新たな機械設備が導入され、労働災害の大型化、新たな職業病の発生が問題に

2023年：第14次労働災害防止計画

- 60歳以上の高齢労働者の増加、女性の就業参加の増加に伴い転倒による労働災害の増加
- メンタルヘルス不調への対応
- テレワークの拡大
- 治療と仕事の両立
- 化学物質の自立管理への対応



計画が目指す社会

将来像
1

誰もが安全で健康に働くことができる社会

- 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
- 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
- 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会

将来像
2

安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会

- 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
- 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会

将来像
3

誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

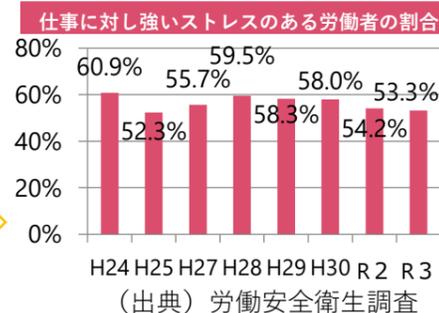
労働災害

- 未だ死亡災害が発生
- 転倒などの行動災害の増加
- 高齢者の労働災害が増加 等



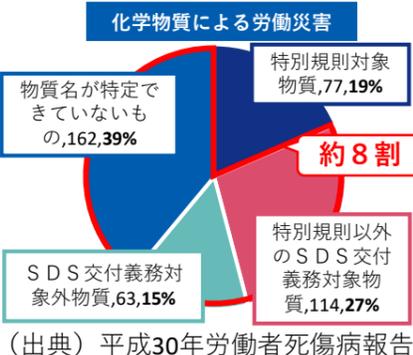
健康関係

- 小規模事業場でのメンタルヘルス対策が低調
- 過重労働による死亡事案が後を絶たない状況
- 高齢化に伴う健康状態の悪化
- 働き方の多様化に伴う産業保健に対するニーズの変化 等



化学物質等

- 化学物質による労働災害の約8割が規制対象外の物質で発生
- 令和10年頃、石綿使用建築物の解体のピークを迎える
- 熱中症の労働災害の増加 等



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023 — 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

- 転倒や腰痛などの労働災害の増加
- メンタルヘルス不調の問題
- 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省

埼玉労働局



8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など13の取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)
作業行動に起因する労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など7つの取組 	転倒対策の実施率 ハードソフト両面 (R9まで) 50%以上 (R5比) +10%	腰痛予防対策 作業の自動化・省力化 (R5比) +10%
高年齢労働者の労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L (ガイドライン) に基づく取組の周知啓発 	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R9まで) 50%以上	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 増加に歯止め (R4比) 減少へ
多様な働き方への対応等		<ul style="list-style-type: none"> テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 視聴覚教材の普及 など4つの取組 	安全衛生教育の実施率 外国人労働者が理解できる方法で (R5比) +10%	60歳代以上の年千人率 増加に歯止め 外国人労働者の死傷年千人率 (R4比) 減少へ
個人事業者等に対する安全衛生対策		<ul style="list-style-type: none"> 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など2つの取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	<ul style="list-style-type: none"> 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導 	荷役G Lに基づく措置の実施率 荷主事業場を含め (R5比) +10%	死亡者数 死傷者数 (R4比) -20% 増加に歯止め
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など4つの取組 	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント 実施率 (R5比) +10%	死亡者数 (R4比) -20%
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 食料品製造業における職長教育の徹底 フォークリフト安全運転の徹底・周知 	機械災害に関するリスクアセスメント 実施率 (R5比) +10%	死亡者数 (R4比) -20%
	林業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底 	伐木等作業G Lに基づく措置の実施率 実施率 (R5比) +10%	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底 	労働災害に関するリスクアセスメント 実施率 (R5比) +10%	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%
	小売業 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 安全衛生対策の好事例の水平展開 	安全衛生活動 基本的対策の実施率 (R5比) +10%	ノーリフトケア 導入事業場割合 (R5比) +10%
健康確保対策	メンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善の周知 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など6つの取組 	メンタルヘルス対策 (R9まで) 80%以上	ストレスチェック実施割合 (50人未満) (R9まで) 50%以上
	過重労働	<ul style="list-style-type: none"> 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4つの取組 	年休取得率 (R7まで) 70%以上	勤務間インターバル 週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のうち (R7まで) 5%未満
	健康保持増進	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 コラボヘルス推進のための取組 など6つの取組 	健康保持増進対策の実施率 健康課題を把握した上での取組 (R5比) +10%	(指標は立てず) 健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
健康障害防止対策※	化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の自律的管理を推進するための周知 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実 	ラベル表示-SDS交付 (R7まで) 80%以上	リスクアセスメント実施率 RAに基づく措置の実施はR9まで 80%以上
	熱中症	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導 	熱中症対策の実施率 暑熱環境下での業務のある事業場 (R5比) +10%	計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
				死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落災害に関するリスクアセスメントに取り組むとともに、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用を徹底する。

（イ）（ア）の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

- リスクアセスメントの普及を図るとともに、墜落・転落災害防止措置の徹底を図る。
- 建設工事関係者連絡会議の活動を通して、発注者及び施工者と連携し、安全衛生対策の推進を図る。
- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省地方整備局等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。

1 埼玉第14次労働災害防止計画 アウトプット指標の把握

- 埼玉第14次労働災害防止計画で定めるアウトプット指標（事業場の安全衛生活動実施状況）を把握するため自主点検を実施

点検方法等

埼玉労働局が労働基準行政システムで把握する事業場情報から、1,561の事業場を無作為抽出した事業場あてハガキを3月31日に郵送し、ハガキに印字した二次元コードを読み取り、オンラインで4月10日までに報告する方式により実施した。

有効回答率

調査対象数：1,561 有効回答数：89 有効回答率：5.7%

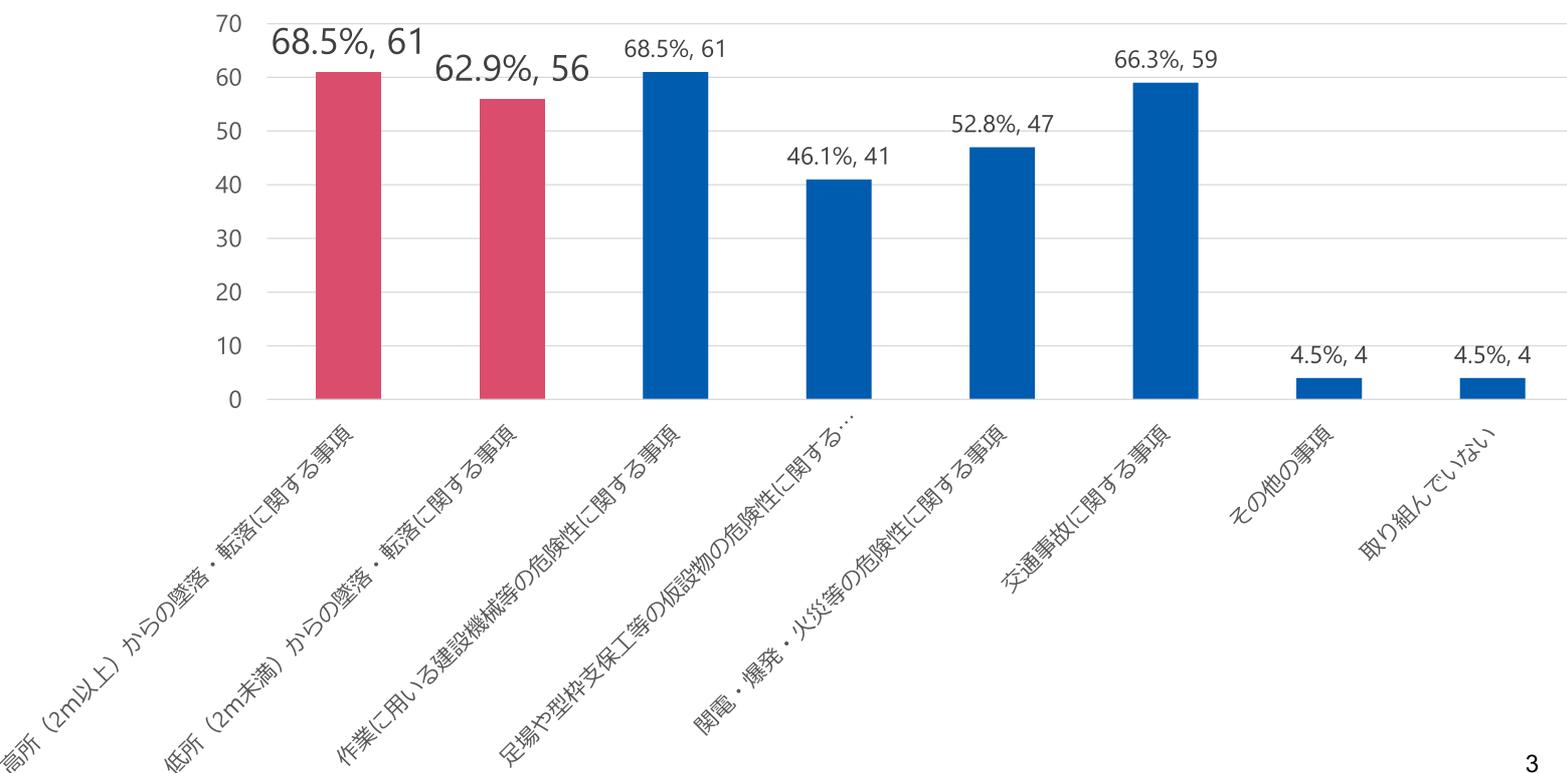
点検内容

- 事業場概要（規模等）
- 労働災害発生状況
- 安全衛生活動実施状況（リスクアセスメントの実施状況を含む）



1 埼玉第14次労働災害防止計画 アウトプット指標の把握

- 貴事業場において取り組んでいるリスクアセスメントを教えてください。



1 埼玉第14次労働災害防止計画 労働局等の取組

+ **労働災害防止**

- 建設業労働災害防止協会安全衛生活動支援事業
- エイジフレンドリー補助金

関連情報を
チェック!

サポート
▼事業▼

▼補助金▼

♥ **健康・メンタルヘルス**

- 埼玉産業保健総合支援センターの各種事業
- 健康経営埼玉推進協議会の各種支援メニュー

関連情報を
チェック!

産業保健
▼事業▼

健康経営
▼支援メニュー▼

HP
参照

🧪 **化学物質対策**

- 化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導
- フィットテスト測定機器等購入補助金

関連情報を
チェック!

▼相談窓口▼

▼補助金▼

埼玉労働局と協会けんぽ埼玉支部は、企業の健康経営をサポートしています！

健康経営が求められる背景

生産年齢人口の減少により労働力が高齢化する中、従業員の健康状態の悪化を起因として、企業経営における様々な問題が発生しています。

生産性の低下

- ・病気による休業
- ・健康状態の悪化を原因とする集中力の低下など

労働災害の増加

- ・身体機能の低下を原因とする転倒などの労働災害が増加

人材不足

- ・人材不足の中で長時間労働が常態化し、離職者が増え、更なる人材不足に

メンタル不調の増加

- ・メンタル不調により休業又は退職した労働者がいる事業所が約1割



埼玉県マスコット「コバトン」

健康経営サポートカルテ

従業員様の健康状態を分析し見える化した資料である「健康経営サポートカルテ」をお送りします。

健康経営を始めるきっかけとして、職場の健康課題の把握にご活用いただけます。

- ※ 被保険者30人以上事業所
- ※ 協会けんぽが保有する生活習慣病予防健診、労働安全衛生法に基づく定期健診結果から作成

手続きは

協会けんぽへ**同意書**を提出するだけ！

健康経営とは？

健康経営(※)とは、従業員に対する健康保持・増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点でとらえ戦略的に実践することです。

企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。

※ 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

同意書をご提出いただくことにより、協会けんぽが健診機関から直接健診結果データを受領します。

- ・健診機関から健診結果データをご提供いただけない場合、事業主様へ健診結果(紙)のコピーの提出をお願いする場合があります。

同意書のダウンロードはこちら▼



全国健康保険協会 埼玉支部 ☎048-658-5919 🌐www.kyoukaikenpo.or.jp



埼玉さんぽマスコット「守(まもり)ちゃん」

埼玉さんぽセンター (埼玉さんぽ) からののお知らせ



埼玉さんぽマスコット「健(けん)ちゃん」

埼玉さんぽセンターは、企業で働く労働者の皆さんが健康で安全に働き続けるための支援を行っています。支援事業は、すべて**無料**です。ぜひご利用ください。

埼玉さんぽセンター (埼玉さんぽ) ってどんなところ？

産業保健活動に携わる産業医、保健師・看護師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や、専門的な相談への対応などの支援を行っています。

専門的相談対応

産業保健に関する様々な問題についてご相談に応じ、解決方法を助言します。

メンタルヘルス

メンタルヘルス対策推進員が事業場に付き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。

研修・セミナー

産業保健スタッフを対象に様々なテーマの研修を実施しています。

治療と仕事の両立支援

両立支援推進員が治療と仕事の両立をお手伝いします。

情報提供

ホームページ、メールマガジン、SNS、印刷物を活用して、産業保健情報や労働安全衛生に関する助成金をお知らせします。

地域窓口の設置

労働者50名未満の小規模事業場に産業保健サービスを提供しています。



ホームページはこちら



地域産業保健センター (地さんぽ) ってどんなところ？

「地さんぽ」では、労働者数50名未満の、小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

産業医・保健師による健康相談

専門スタッフによる職場巡視

保健師による健康講話

地さんぽへのお申込みはこちら



支援事業の詳細は、さんぽセンターホームページをご覧ください！

- ☆ 地産保の利用には事前の申し込みが必要です。
- ☆ 総括産業医(企業の事業場の産業保健活動について総合的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場は支援対象外になります。
- また、大企業の支店・営業所からの依頼について、お断りする場合がありますのでご承知おきください。
- ☆ 利用回数には制限があります。

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の**80%(上限100万円)**を助成[※]します。

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

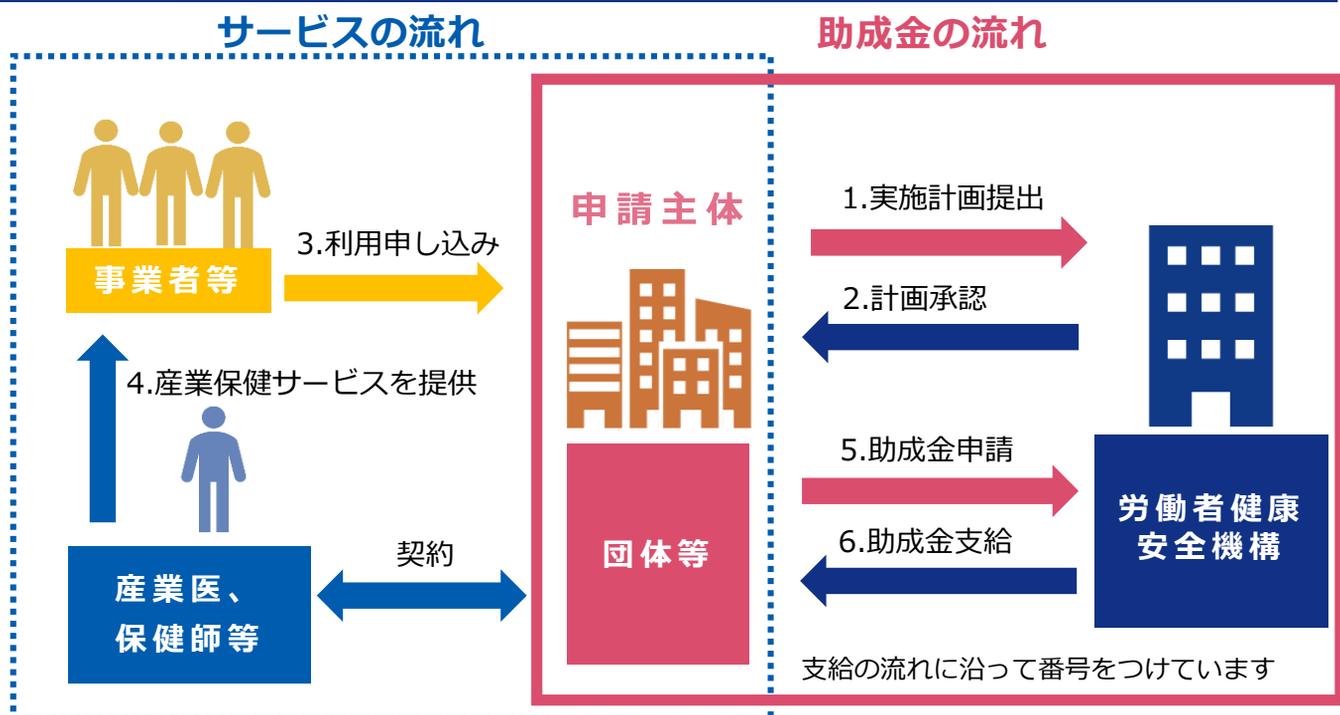
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み



対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発**

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限りです

※上記の医師、保健師については、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師であることが望ましいです

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出	令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月） 必着 ※7月31日以降であっても、予算の上限に達していないことが明らかになった場合は、受付を再開します。
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和6年1月24日まで）において、提供されたサービスにかかる費用の80%
4. 助成金の支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和6年1月31日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和6年3月31日まで

お問い合わせ

令和5年5月22日より、①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）による申請が可能となりました。
詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

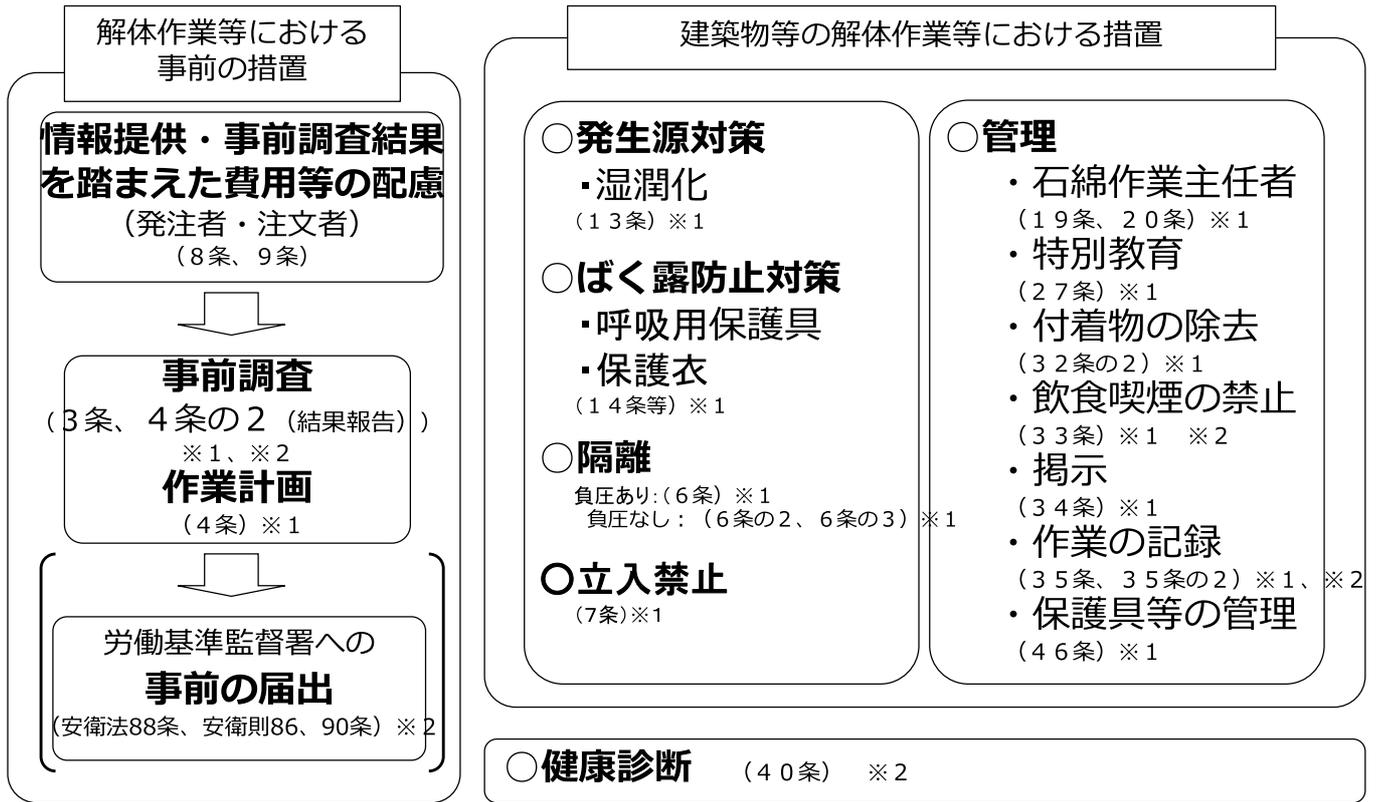
お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

石綿障害予防規則等の改正のポイント (令和2年7月公布※令和5年1月公布反映版)

改正前		改正後	
		※下線部分が改正内容	
<p style="color: red; font-weight: bold;">レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p style="text-align: center;">計画届 ※ 十四日前</p> <p>情報提供・費用等の配慮(発注者)</p> <p>事前調査</p> <p>作業計画</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">事前調査結果等の報告(一定規模以上の工事)^{※1}が対象</p> <p style="text-align: center;">(令和3年4月施行)</p> <p style="text-align: center;">(令和4年4月施行)</p> <p style="text-align: center;">(令和5年10月施行)</p> <p style="text-align: center;">(令和3年4月施行)</p>
<p style="color: yellow; font-weight: bold;">レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p style="text-align: center;">作業届 ※ 工事開始前</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p>	<p style="color: yellow; font-weight: bold;">レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>・情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮(発注者) (令和3年4月施行)</p> <p>・事前調査</p> <p>※調査方法を明確化 (令和3年4月施行)</p> <p>・資格者による調査 (令和5年10月施行※工作物の事前調査は令和3年1月施行)</p> <p>・調査結果の3年保存</p> <p>・現場への備え付け (令和3年4月施行)</p> <p>・作業計画</p> <p>・作業状況等の写真等による記録・3年保存 (令和3年4月施行)</p>
<p style="color: blue; font-weight: bold;">レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 	<p>作業員に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p style="color: blue; font-weight: bold;">レベル3</p> <p>けい酸カルシウム板1種^{※2}(破砕時) (令和2年10月施行)</p> <p>仕上げ塗材(電動工具での除去時) (令和3年4月施行)</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、変更時点検 (令和3年4月施行)</p> <p>作業開始前、中断時の負圧点検 (令和3年4月施行)</p> <p>隔離解除前の取り残し確認 (令和3年4月施行)</p> <p>等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 隔離 ※負圧は不要 けい酸カルシウム板1種^{※2} (破砕時)(令和2年10月施行) 仕上げ塗材(電動工具での除去時)(令和3年4月施行) </p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

建築物の解体工事等の開始前の労働基準監督署への報告 (令和4年4月1日施行)

- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システム(スマホも可)で報告することを義務付け**(書面による報告も可)

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製に限る。以下同じ。)の解体工事・改修工事

建築物・船舶の工事開始前の石綿の有無の調査(令和5年10月1日施行)

- 建築物及び船舶の事前調査や分析調査は、要件を満たす者に行わせることを義務付け

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 ※
- ・一般建築物石綿含有建材調査者 ※
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者 ※ (一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
※各々定められた講習を受け、修了審査に合格した者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け、修了審査に合格した者

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

工作物の工事開始前の石綿の有無の調査（令和8年1月1日施行） （今後、告示で定める予定）

■工作物の事前調査は、以下のものについて要件を満たす者に行わせることを義務付け

◆工作物の事前調査の対象となる工作物や作業の範囲

- ・特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）
 - ・その他の工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物※1以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、**塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料**※2の除去等の作業に係るもの
- ※1 特定工作物
※2 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）

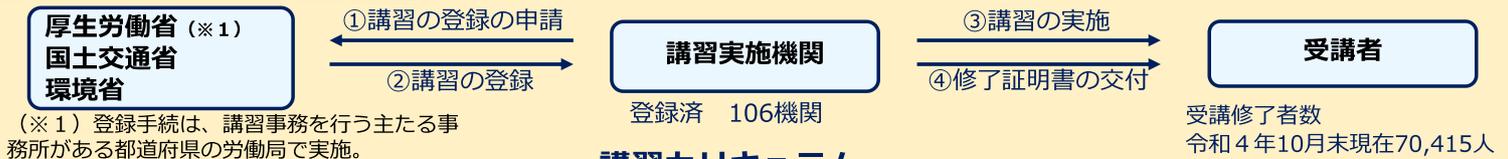
◆工作物の事前調査を実施することができる者

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物	【炉・電気・配管及び貯蔵施設】※建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く 【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。	・工作物石綿事前調査者
	【建築物一体設備等】※煙突、プラットホームの上家など 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） 【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者
その他の工作物	【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、 上欄以外 のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成予定	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※ ※塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合 ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者

【参考】建築物石綿含有建材調査者講習について

- 十分な知識のない者が事前調査を行うことを要因として、調査が不十分のまま解体・改修工事が行われないようにするよう、調査者は、一定の講習を修了した者等、調査を実施するために必要な知識を有する者が行うことを義務づけている。（令和5年10月施行）

講習の登録制度



講習カリキュラム

講習の種類	一般建築物石綿含有建材調査者（※2）	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習の方法等	講義（11時間※）及び筆記試験 ※基礎知識1（1時間）、基礎知識2（1時間）、建築図面調査（4時間）、現場調査の実際と留意点（4時間）、報告書作成（1時間）	講義（7時間※）及び筆記試験 ※基礎知識1（1時間）、基礎知識2（1時間）、調査（1時間）、現場調査の実際と留意点（3時間）、報告書作成（1時間）
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	一般建築物石綿含有建材調査者	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1, 2, 3建材を含む） > 建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1, 2, 3建材を含む） > 建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定
調査者が調査できる範囲	全ての建築物	一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の内部の調査に特化

（※2）この他に、実地研修や口述試験を追加した、より高度な専門性を持たせた「特定建築物石綿含有建材調査者」の講習も実施している。

（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

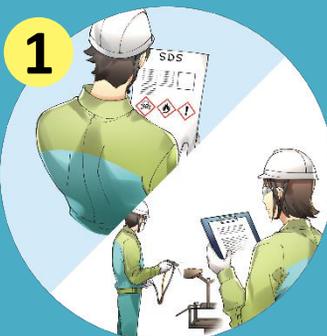
自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます (化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質 (濃度基準値設定物質) が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に**事業者の主体的な取組**が求められます
ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1 SDS及び作業現場の確認



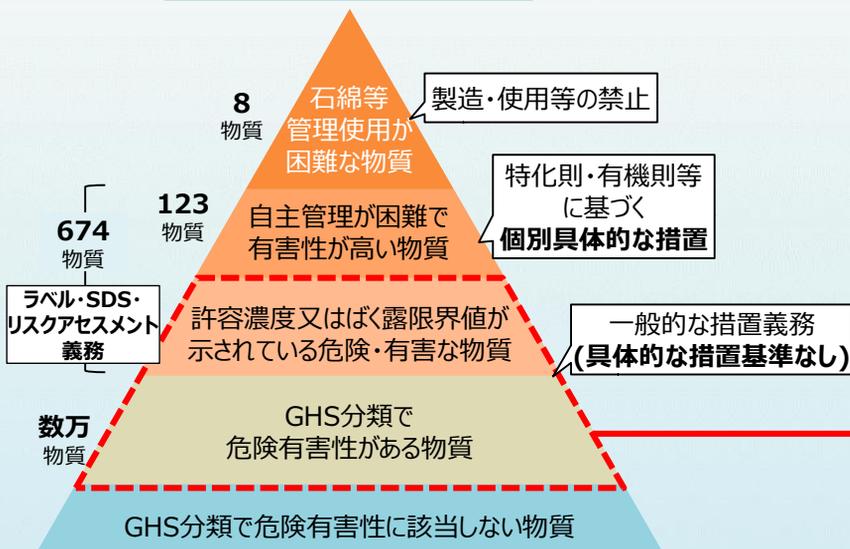
2 リスクアセスメントの実施



3 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (令和4年厚生労働省令第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント!

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任**が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体制の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）			
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
			「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
			左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



令和 5 年 6 月 23 日

別記の長 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の埼玉県内の職場における熱中症は、4 件の死亡災害が発生し過去最多となりました。

埼玉県内の過去 5 年間の昼間の日の最高暑さ指数 (WBGT 値) をみると、6 月下旬頃より、「日常生活における熱中症予防指針」において危険とされる 31 以上の暑さ指数となっており、労働災害の発生件数もこの時期以降から多く発生し始めています。

熱中症は命にかかわる災害ですが、適切な予防対策により防ぐことができる災害です。

つきましては、こうした現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただきつつ、下記の熱中症の予防対策を徹底していただきますよう、厚生労働省ホームページに掲載する「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等を活用し、関係者への周知、指導をお願い申し上げます。

記

- 1 作業場所の暑さ指数 (WBGT 値) を測定し、測定した暑さ指数に応じて、休憩サイクルの変更、気温が上昇する時間の作業を避ける、作業負荷の低い作業に変更する、作業を中断するなど、作業計画の変更を検討してください。
- 2 水分・塩分の摂取を定期的に行い、作業場所のなるべく近い場所に涼しい休憩場所を設け、こまめに休憩をとり、管理者が頻繁にその状況を確認するようにしてください。
- 3 管理者はもちろん、作業員同士が頻繁に声をかけあい、お互いの健康状態を確認し、異変があれば、必ず作業を中断させ休憩し、体調不良者を一人きりにせず誰かが様子を確認し、体温を下げるための措置等を行うとともに、病院への搬送、救急隊の要請を行ってください。
- 4 雇入れ時、新規入場時、日々の朝礼等の際に、作業員に対し、熱中症の症状、予防方法、救急処置の方法等に関する教育を行ってください。

埼玉労働局長
久知良 俊二

別記

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会 会長 渡辺 伸治 殿
建設業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 島村 健 殿
一般社団法人埼玉県建設業協会 会長 小川 貢三郎 殿
埼玉住宅工事安全協議会 会長 林 秀宣 殿
一般社団法人埼玉県造園業協会 会長 渡邊 進 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県トラック協会 会長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県警備業協会 会長 炭谷 勝 殿

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

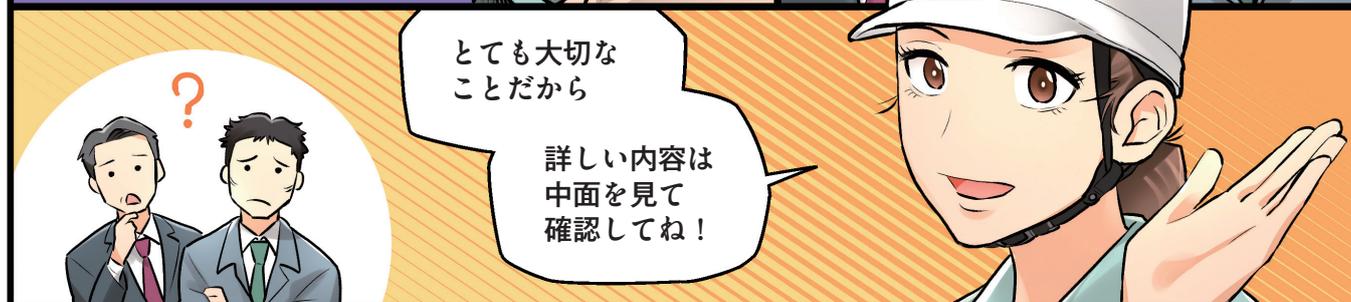
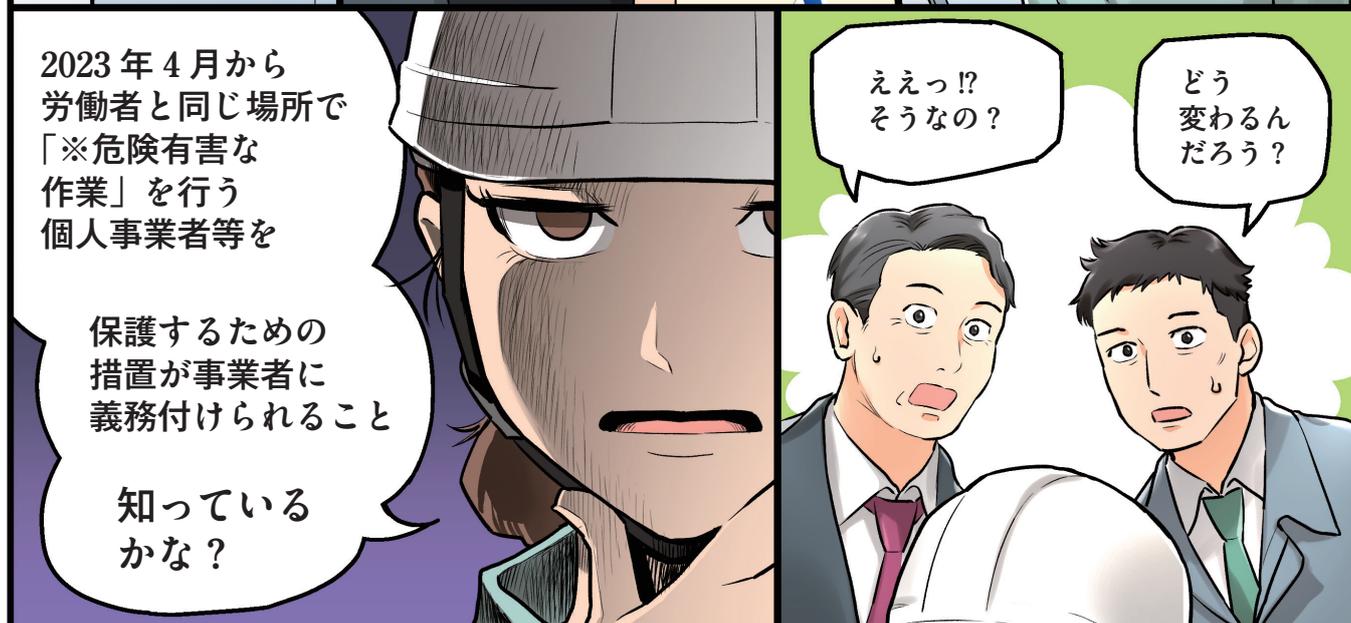
職場の体制	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任<input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※<input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施<input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施※<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育<input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能



2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



※労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- ・労働安全衛生規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。
しっかり対応しよう。



① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

省令改正後の注意点

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。



Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

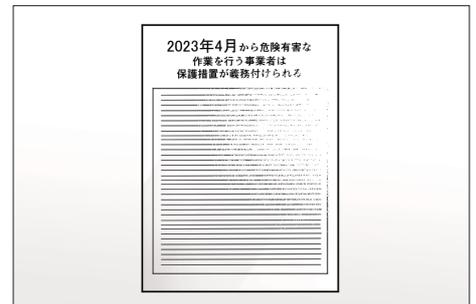
内容が複雑な場合は口頭じゃないほうがいいですね！



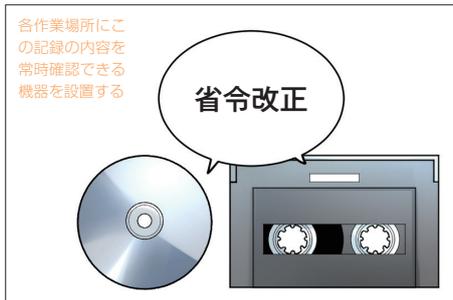
1 掲示



2 書面の交付 (請負契約時に書面で示すことも含む)



3 磁気テープ、磁気ディスク等に記録



4 口頭で伝える





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署